

社会教育主事講習委嘱要綱に係る審査基準

1. 委嘱の決定方法

提出された実施計画書について審査を行い、当該提出者 60 点以上の者に委嘱を決定する。また、審査結果は審査委員間で共有する。

2. 審査方法

講習実施計画書に基づき、委嘱を決定するための審査委員会を設置し、書類選考を実施して審査を行う。また、必要に応じて審査期間中に計画の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

3. 評価方法

評価は別紙の評価項目ごとに、4 に示す評価基準に基づき点数化し、審査委員が各々決定した得点の合計の平均点がその企画提案の評価点となる。

4. 評価項目

別紙のとおり

5. 評価基準

次の評価基準による 5 段階評価にて採点を行う。

(1) 10 点満点の場合

10 : 大変優れている	8 : 優れている	6 : 妥当である
4 : やや不十分である	2 : 不十分である	

(2) 5 点満点の場合

5 : 大変優れている	4 : 優れている	3 : 妥当である
2 : やや不十分である	1 : 不十分である	